

## 237 戰時教育令廃止の件公布

〔昭和二十年十月〕

(枢密院上奏ノ通)

文部大臣

(注記4) 臣等戰時教育令廃止ノ件諮詢ノ命ヲ恪ミ本月三日ヲ以テ審議ヲ尽シ之ヲ可決セリ乃チ謹テ上奏シ更ニ

聖明ノ採択ヲ仰ク

昭和二十年十月三日

文甲第七二号	起	昭和二十年十月三日	閣定議	昭和二十年十月三日	施
案		裁可	昭和二十年十月三日	行	昭和二十年十月六日

内閣總理大臣	〔東久邇宮印〕	内閣書記官長	〔花押(緒方)印〕
内閣書記官	〔花押(緒方)印〕	〔花押(緒方)印〕	〔花押(緒方)印〕

外務大臣	〔花押(吉田)印〕	海軍大臣	〔花押(米内)印〕	〔大東亜大臣〕	近衛國務大臣
内務大臣	〔花押(山崎)印〕	司法大臣	〔花押(岩田)印〕	農林大臣	〔花押(千石)印〕
大蔵大臣	〔花押(津島)印〕	文部大臣	〔花押(前田)印〕	商工大臣	〔花押(中島)印〕
陸軍大臣	〔花押(下村)印〕	厚生大臣	〔花押(松村)印〕	運輸大臣	〔花押(通商)印〕
御名	〔加筆・朱書〕	御璽	〔加筆・朱書〕	〔小日山〕	〔花押(小日山)印〕

〔注記3〕	右枢密院ノ御諮詢ヲ経テ御下付ニ付同院上奏ノ通裁可ヲ奏請セラレ然ルベシト認ム
-------	---------------------------------------

上諭案

朕極密顧問ノ諮詢ヲ経テ戰時教育令廃止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ
公布セシム

(注記5) 昭和二十年九月二十一日 内閣書記官長 〔花押(緒方)印〕 内閣書記官 〔佐藤(滋江)(岩倉)印〕 法制局長官 〔印〕

外務大臣	〔花押(吉田)印〕	海軍大臣	〔花押(米内)印〕	農林大臣	〔花押(千石)印〕
内務大臣	〔花押(山崎)印〕	司法大臣	〔花押(岩田)印〕	商工大臣	〔花押(中島)印〕
大蔵大臣	〔花押(津島)印〕	文部大臣	〔花押(前田)印〕	運輸大臣	〔花押(小日山)印〕
陸軍大臣	〔花押(下村)印〕	厚生大臣	〔花押(松村)印〕	小畠國務大臣	〔花押(近衛)印〕
御名	〔加筆・朱書〕	御璽	〔加筆・朱書〕	〔花押(小日山)印〕	〔花押(近衛)印〕

内閣總理大臣  
外務大臣  
内務大臣

別紙文部大臣請議戰時教育令廃止ノ件

ヲ審査スルニ右ハ相当ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定セラ

レ可然ト認ム

追テ本件ハ枢密院官制第六条第〔九〕〔八〕号ノ勅令ナルヲ以テ  
枢密院ニ御諮詢相成可然ト認ム

勅令案

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ戦時教育令廢止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ  
公布セシム

勅令案

御名 御璽  
年月日

内閣総理大臣

〔文部大臣〕〔外務大臣〕  
(抹消)  
(加筆)

内務大臣

〔抹消〕  
(呈上)  
(案)

呈案附箋ノ通

〔注記6〕  
發文三八号

戦時教育令廢止ノ必要ヲ認メ別紙勅令案ヲ具シ閣議ヲ請フ  
(注記7)

昭和二十年九月十日

文部大臣 前田多門 国

内閣総理大臣 稔彦王殿下  
(注記8)

勅令第 号

戦時教育令ハ之ヲ廢止ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔本令施行前〕〔加筆〕  
〔、、、、〕学徒ニシテ戦時ニ緊切ナル要務ニ挺身

シ〔本令施行行〕死亡シ又ハ傷痍ヲ受〔ヶ〕タルモノノ卒業(之ニ  
準ズルモノヲ含ム)ニ関シテハ〔尚〕〔加筆〕〔未書〕〔仍〕従前ノ例ニ依ル

大東亜戦争ノ終結ニ伴ヒ廢止ノ要アルニ依ル

〔参考〕  
(朱書き)

皇祖考襄ニ国体ノ精華ニ基キテ教育ノ大体ヲ明ニシ一旦緩急ノ  
際義勇奉公ヲ効サンコトヲ諭シ給ヘリ今ヤ戦局ノ危急ニ臨ミ朕  
ハ忠誠純真ナル青少年学徒ノ奮起ヲ嘉シ愈其ノ使命ヲ達成セシ  
メンガ為枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ戦時教育令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公  
布セシム

御名 御璽

昭和二十年五月二十一日

内閣総理大臣男爵 鈴木貫太郎

文部大臣 太田 耕造

内務大臣 安倍 源基

大東亜大臣 東郷 茂徳

勅令第三百二十号(昭和二十年五月二十一日公布)

戦時教育令

第一条 学徒ハ尽忠以テ國運ヲ双肩ニ担ヒ戦時ニ緊切ナル要務  
ニ挺身シ平素鍛錬セル教育ノ成果ヲ遺憾ナク發揮スルト共ニ

智能ノ練磨ニ力ムルヲ以テ本分トスベシ

第二条 教職員ハ率先垂範学徒ト共ニ戰時ニ緊切ナル要務ニ挺身シ俱学俱進以テ学徒ノ薰化啓導ノ任ヲ全ウスベシ

割特命全權大使、南洋群島ニ在リテハ南洋厅長官トス

#### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(注記<sup>9</sup>) 臣等戰時教育令廃止ノ件諮詢ノ命ヲ恪ミ本月三日ヲ以テ審議ヲ尽シ之ヲ可決セリ乃チ謹テ上奏シ更ニ聖明ノ採択ヲ仰ク

昭和二十年十月三日

枢密院議長男爵臣 平沼駿一郎

第三条 食糧増産、軍需生産、防空防衛、重要研究等戰時ニ緊切ナル要務ニ挺身セシムルト共ニ戰時ニ緊切ナル要務ニ挺身セシムルト共ニ戰時ニ緊要ナル教育訓練ヲ行フ為学校毎ニ教職員及学徒ヲ以テ学徒隊ヲ組織シ地域毎ニ学徒隊ヲ以テ其ノ聯合体ヲ組織スルモノトシニ以上ノ学徒隊ノ一部又ハ全部ガ同一ノ職場ニ於テ挺身スルトキハ文部大臣ノ定ムル場合ヲ除クノ外其ノ職場毎ニ教職員及学徒ヲ以テ学徒隊ヲ組織シ又ハ学徒隊ヲ以テ其ノ聯合体ヲ組織スルモノトス

学徒隊及其ノ聯合体ノ組織編制、教育訓練、指導監督其ノ他

学徒隊及其ノ聯合体ニ關シ必要ナル事項ハ文部大臣之ヲ定ム

第四条 戰局ノ推移ニ即応スル学校教育ノ運営ノ為特ニ必要ア

ルトキハ文部大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ教科目及授業時數ニ付特例ヲ設ケ其ノ他学校教育ノ実施ニ關シ特別ノ措置ヲ為スコトヲ得

第五条 戰時ニ際シ特ニ必要アルトキハ学徒ニシテ徵集、召集等ノ事由ニ因リ軍人（陸海軍ノ学生生徒ヲ含ム）ト為リ、戰時ニ緊切ナル要務ニ挺身シテ死亡シ若ハ傷痍ヲ受ケ又ハ戰時ニ緊要ナル專攻学科ヲ修ムルモノハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ正規ノ期間在学セズ又ハ正規ノ試験ヲ受ケザル場合ト雖モ之ヲ卒業（之ニ準ズルモノヲ含ム）セシムルコトヲ得

（中表紙）（加筆・朱書）  
〔後日添附〕

昭和二十年十月三日會議議案

（注記<sup>10</sup>）  
戦時教育令廃止ノ件 參照添附

第六条 本令中文部大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、台

勅令第 号

## 戦時教育令ハ之ヲ廃止ス

## 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

学徒ニシテ戦時ニ緊切ナル要務ニ挺身シ本令施行前死亡シ又ハ傷痍ヲ受ケタルモノノ卒業（之ニ準ズルモノヲ含ム）ニ関シテハ仍従前ノ例ニ依ル

〔参考〕

皇祖考襄ニ国体ノ精華ニ基キテ教育ノ大本ヲ明ニシ一旦緩急ノ際義勇奉公ノ節ヲ効サンコトヲ諭シ給ヘリ今ヤ戦局ノ危急ニ臨ミ朕ハ忠誠純真ナル青少年学徒ノ奮起ヲ嘉シ愈其ノ使命ヲ達成セシメンガ為極密顧問ノ諮詢ヲ経テ戦時教育令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和二十年五月二十一日

内閣総理大臣男爵 鈴木貫太郎

文部大臣 太田 耕造

内務大臣 安倍 源基

大東亜大臣 東郷 茂徳

勅令第三百二十号（昭和二十年五月二十二日公布）

## 戦時教育令

第一条 学徒ハ尽忠以テ國運ヲ双肩ニ担ヒ戦時ニ緊切ナル要務

二挺身シ平素鍛錬セル教育ノ成果ヲ遺憾ナク發揮スルト共ニ

智能ノ鍛磨ニ力ムルヲ以テ本分トスベシ

第二条 教職員ハ率先垂範学徒ト共ニ戦時ニ緊切ナル要務ニ挺

身シ俱学俱進以テ学徒ノ薰化啓導ノ任ヲ全ウスベシ

第三条 食糧増産、軍需生産、防空防衛、重要研究等戦時ニ緊切ナル要務ニ挺身セシムルト共ニ戦時ニ緊要ナル教育訓練ヲ行フ為学校毎ニ教職員及学徒ヲ以テ学徒隊ヲ組織シ地域毎ニ

学徒隊ヲ以テ其ノ聯合体ヲ組織スルモノトシニ以上ノ学徒隊ノ一部又ハ全部ガ同一ノ職場ニ於テ挺身スルトキハ文部大臣

ノ定ムル場合ヲ除ク外其ノ職場毎ニ教職員及学徒ヲ以テ学徒

隊ヲ組織シ又ハ学徒隊ヲ以テ其ノ聯合体ヲ組織スルモノトス

学徒隊及其ノ聯合体ノ組織編成、教育訓練、指導監督其ノ他

学徒隊及其ノ聯合体ニ関シ必要ナル事項ハ文部大臣之ヲ定ム

第四条 戰局ノ推移ニ即応スル学校教育ノ運営ノ為特ニ必要アルトキハ文部大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ教科目及授業時数ニ付特例ヲ設ケ其ノ他学校教育ノ実施ニ関シ特別ノ措置ヲ為スコトヲ得

第五条 戰時ニ際シ特ニ必要アルトキハ学徒ニシテ徵集、召集等ノ事由ニ因リ軍人（陸海軍ノ学生生徒ヲ含ム）ト為リ、戦時ニ緊切ナル要務ニ挺身シテ死亡シ若ハ傷痍ヲ受ケ又ハ戦時ニ緊要ナル専攻学科ヲ修ムルモノハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ正規ノ期間在学セズ又ハ正規ノ試験ヲ受ケザル場合ト雖モ之ヲ卒業（之ニ準ズルモノヲ含ム）セシムルコトヲ得

第六条 本令中文部大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、台灣ニ在リテハ台湾總督、閩東州及滿洲國ニ在リテハ滿洲國割特命全權大使、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔公文類集 第六十九編 卷五十七 昭和二十年〕  
学事門 大字  
〔中等學校〕2A. 13. 2941  
雜載

(注記1)

〔固〕

(注記2)

〔佐野  
印〕

(注記3)

「五」(簿冊内件名番号)

(注記4)

〔御覽済〕

(注記5)

「〔文甲七二〕御覽済内閣へ御下付

昭和二十年九月二十一日御下

付〔佐野  
印〕

(注記6)

「文一〇号」九月十一日(井手)  
〔印〕2/本案説明者 文部書記官 中根秀

雄/小池

(注記7)

〔法制局  
印〕

(注記8)

「〔加筆・朱書  
文甲七二〕」

(注記9)

「〔加筆・朱書  
十月三日〕可決ノ旨枢密院ヨリ通牒/其ノ本書ハ戰時官吏服務令  
ニ添附」

(注記10)  
〔印〕